

R8年度以降における入札・契約手続き等の変更について

令和8年3月

★【契約書】 8年度 電子契約の導入について

「電子契約」は電子データの書面に電子署名を行い、紙と印鑑で取り交わす契約書に代わる手段です。導入することにより、契約書の印刷、製本、押印、郵送事務と相手方印紙税などのコスト削減が図ることができます。

8年度第3四半期以降より運用開始する予定で、対象は契約検査課で行う契約案件を予定しています。導入にあたっては事前に市ホームページで案内するほか、利用にかかる業者向け説明会を開催する予定です。

運用上、当面は紙による契約書でも対応可としますが、今後は全庁的に運用するよう随時拡大を図っていきます。

また、電子契約導入に合わせて工事履行保証や前払保証の電子化、建退共証紙購入も建設キャリアアップシステム(CCUS)で確認できるよう検討していきます。